

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

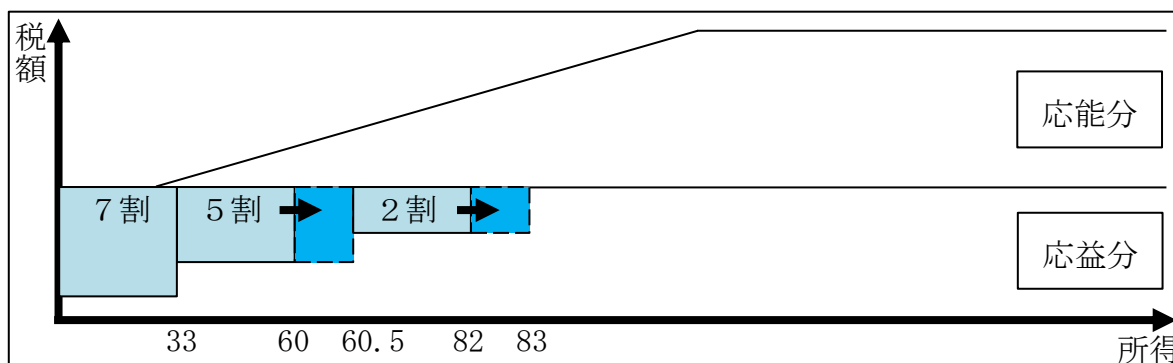
1 専決処分によるもの

(1) 内容

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準となる所得（軽減判定基準所得）の計算方法を下表のように改めました。

軽減	【改正前】平成29年度	【改正後】平成30年度
7割	330,000円	330,000円
5割	330,000円 + 270,000円 × 加入者数	330,000円 + 275,000円 × 加入者数
2割	330,000円 + 490,000円 × 加入者数	330,000円 + 500,000円 × 加入者数

法定軽減拡大のイメージは下図のとおりです。



(2) 施行期日

平成30年4月1日から施行しました。

2 通常議案によるもの

(1) 内容

特例対象被保険者等（雇用保険の被保険者で、解雇、倒産などの理由による非自発的な失業者）の申告に係るその事実を証明する書類の提示について、個人番号による情報連携によりその事実を把握できるのであれば、当該書類の提示が不要になるため、その内容の改正をします。

(2) 施行期日

公布の日から施行します。